上記の国会の負う責務は，憲法尊重擁護義務を負う国会議員から構成される国会の憲法上の義務であり，法的な義務と理解される。同時に，定数配分規定及びこれに基づく参議院議員通常選挙の憲法適合性は，当該選挙によって選出される個々の議員及びこれにより構成される国会の正統性に関わる問題であり，国会及び各議員は，その正統性を回復するために速やかにこれを是正する政治的な義務を負うものと考えられ，他方で主権者である国民は選挙権の行使その他法令上認められた権利を行使して違憲状態の是正を求める政治上の権能を有するものであるから，上記の是正に係る国会の裁量権は，この主権者による政治的な権能の行使による監視・制約を前提にするものであることを付言しておきたい。

3　前記1に述べた枠組みによる判断の結果定数配分規定が憲法に違反するとされた場合においても，具体的事情により当該定数配分規定によって行われた選挙を無効としないものとすることがあり得る（昭和51年大法廷判決参照）。このいわゆる事情判決の法理については，行政事件訴訟法の規定に含まれる法の一般原則に基づくものと理解されているが，私は，また，これは違憲判決の効果の範囲・内容を定めるについて裁判所の有する裁量権（最高裁平成24年(ク)第984号，第985号同25年９月４日大法廷決定・民集67巻６号1320頁参照）の表れの一つであると考えるものである。殊に，定数配分規定の違憲を理由とする選挙無効訴訟は，公職選挙法204条の選挙の効力に関する訴訟の形式を借りて新たな憲法訴訟の方式を当審が創設したという実質を有するものであり（最高裁昭和59年（行ツ）第339号同60年７月17日大法廷判決・民集39巻５号1100頁の４名の裁判官の補足意見参照），その効果を定めるについて裁判所の裁量を認める余地は大きいものということができよう。勿論，憲法上保障される個人の基本的権利の侵害が問題になっている場合には，違憲の効力を制限することには慎重であるべきだが，本件はいわゆる客観訴訟でありそのような問題は生じない。

上記のように考えた場合には，裁判所は，昭和51年大法廷判決のいう違法であることを判示するにとどめて選挙自体は無効としないとすることや，上記の昭和60年大法廷判決の補足意見のいう選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に初めて発生するものとすることが可能であるだけでなく，全ての選挙区について選挙無効とするのではなく，一定の合理的基準（例えば較差が一定以上）に基づいて選択された一部の選挙区についてのみ選挙を無効とし，その他の選挙区については違法を宣言するにとどめることも可能であると考える。

「投票価値の不平等が，かくも広く長期にわたって改善されない現状は，事情判決を契機として，国会によって較差の解消のための作業が行われるであろうという期待は，百年河清を待つに等しいといえる。」（平成16年大法廷判決の深澤武久裁判官の追加反対意見）との指摘について，私としても同感するところが少なくなく，本件においては，少なくとも較差が４倍を超える６つの選挙区については選挙を無効とすべきではないかとも考えるところである。しかしながら，民主主義は本来的に非効率的な面を有する制度であることや，一部の選挙区についてのみ選挙を無効とすることができるという考え方についてはいまだ十分な議論がなされていないこと，参議院において現在も一定の改正作業が進行しており，今後の情勢は不透明ではあるが，選挙制度協議会において当審判決を前提に較差を２倍未満とする座長案が提案されるなど，少なくとも国会の中にも当審がこれまでの判決に込めたメッセージを受け止めてこれに対応しようと努力する動きがあることなどに照らすと，現時点で直ちに国会の自主的判断による是正の実現は期待できないと断ずるのは早すぎると考える。平成24年改正法が附則において平成28年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて結論を得る旨明記して国会が改革を実現する意思を自ら公に示していると理解できること，主権者である国民がその様々な政治上の権能を行使して国会にその改革を実現するよう働きかけることが期待できること等を考慮し，本件においては選挙を無効としないことを選択するのが相当であると考える。

4　以上により，私は，本件定数配分規定は，本件選挙当時，違憲であり，いわゆる事情判決の法理により，請求を棄却した上で，主文において本件選挙が違法である旨を宣言すべきであると考える。

裁判官鬼丸かおるの反対意見は，次のとおりである。

私は，多数意見とは異なり，本件定数配分規定は憲法に違反するものであり，本件定数配分規定に基づいて施行された本件選挙も違法であるから，その違法を宣言すべきであると考える。このような見解に至った理由を以下に述べる。

1　投票価値の平等について

参議院議員の選挙においても，衆議院議員の選挙と同様に，国民の投票価値につき，憲法はできる限り１対１に近い平等を基本的に保障しているというべきである。その理由は次のとおりである。

⑴　日本国憲法は，その前文冒頭において，国会は主権者たる国民からの厳粛な信託により国民を代表して民主主義による国政を行うものであって，代表者は正当に選挙されることを要請していること，そして13条，14条１項，15条１項，44条ただし書において，衆参両議院の議員の選挙における人種，信条，性別，社会的身分若しくは門地，教育，財産又は収入による差別の禁止等を定めていることから，憲法は，両議院議員の選挙における国民の投票価値を平等とすることを基本原則としているというべきである。そして，両議院議員の選挙における投票価値の平等原則は憲法の要請であるから，国会はその有する立法権限の下に選挙制度を構築するに当たっては，投票価値の平等原則にのっとることが求められているのであって，投票価値に較差が生ずるについては，較差の存在及び較差の程度を是認するに足りる合理的な理由を要するというべきである。

⑵　参議院は，内閣総理大臣の指名，予算案の議決，条約の承認，法律案の再議決等については衆議院に優越されるものの（59条ないし61条，67条，69条），衆議院とともに立法機関として国民を代表して民主主義による国政を行うのであるから，投票価値について衆議院議員の選挙と異にする理由はなく，参議院議員の選挙においても，原則として選挙人は１人１票の等価値の選挙権を有するとすることが憲法の要請するところであると解する。

2　参議院議員選挙における投票価値の較差を許容し得る理由の存否

投票価値の平等原則は，憲法の要請であるとともに，当裁判所の判決も，次のとおり要請しているところである。

当裁判所の昭和58年大法廷判決は，都道府県を選挙区とした参議院議員選挙区選挙における投票価値の較差を許容したが，その判決文中には，憲法は選挙人の投票の有する価値の平等を要求していることが明記されている。多数意見の引用するその後の大法廷判決のうち，平成８年大法廷判決においては，投票価値の平等の重要性を考慮すると違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態であることが，平成18年大法廷判決においては，投票価値の平等の重要性を考慮すると投票価値の不平等の是正については国会における不断の努力が望まれることが，平成21年大法廷判決においては，平成19年選挙施行当時の較差が投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であることが，各判示されている。

他方，当裁判所の過去の各判決及び本件判決の多数意見においては，投票価値の平等は国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるとされ，国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り，各選挙時における選挙人の投票価値について１対１に近い等価値が憲法上求められるとまではされてこなかったが，私は，以下に述べるとおり，衆議院議員選挙と同様に，参議院議員選挙においても，投票価値の大きな較差を許容し得る合理的理由はなく，選挙区及び定数配分の具体的な設定に当たっても，前記１の基本原則のとおり，できる限り１対１に近い投票価値の平等の実現が憲法上求められると考えるものである。もっとも，投票価値の較差の最小化を図るべきとの憲法上の要請を前提にして国会が配慮を尽くしても，人口変動による選挙人の基礎人口の変化，特に新たな選挙区の単位とされる区域間の人口の増減といった，社会的な事情及びその変動に伴ういわば技術的に不可避というべき較差が生ずることは許容せざるを得ないと考えるが，それでも毎回の選挙ごとにこれを最小化してできる限り投票価値を１対１に近づける努力が継続される必要があるというべきである。

⑴　参議院議員は全国民を代表するものであって（憲法43条１項），当該議員が選出された選挙区の地域や居住者の利益等，国民の一部の利益を代表する者ではない。人口の少ない地域（以下「少人口地域」という。）の居住者の声を国会に届けることの重要性を否定するものではないが，それは全国民の代表である参議院議員一人一人が国民の代表として考慮すべき一事柄である。参議院議員選挙法が施行された時期においては，地域情勢や地域住民の声を国会に届ける手段に乏しい実情が